

1. 日 時：平成30年9月14日（金）16時30分～18時00分
2. 場 所：大阪国際がんセンター 1階 大講堂
3. 議 事：(1) 受動喫煙防止対策について
 - ア これまでの流れ（改正健康増進法の概要含む）
 - イ 大阪府の対策の検討について(2) 懇話会の進め方
- (3) 今後のスケジュール
- (4) その他

4. 議事要旨

1 開会

【健康医療部長あいさつ】

この懇話会は、国の健康増進法改正を踏まえ、府に相応しい、一層の受動喫煙防止対策について検討するにあたり、外部の有識者として委員の皆様をお招きし設置したものです。委員の皆様には、大変ご多忙中、委員就任いただき感謝。

- ・府では、健康寿命の延伸、市町村間の健康格差の解消に向けて、様々な健康づくり施策を展開しているところ。昨年度改定した健康増進計画、がん対策推進計においても、望まない受動喫煙を減らすことを目標として掲げている。何よりも、府民の健康のため、という視点で、さらに一步踏み込んだ取り組みを検討したい。
- ・皆様には、受動喫煙対策に関する大阪府の現状や改正健康増進法の趣旨などの踏まえながら、専門的な見地からご意見をいただきたい。
- ・府としては、府内飲食店の規模等の実態や様々なご意見を踏まえ、しっかり検討をしたいと考えているが、一方で、早ければ来年2月議会の条例提案を目指すということもあり、大変タイトなスケジュールでの開催を予定している。委員の皆様にはご協力をお願いしたい。

懇話会では、各方面の様々な方々の意見を十分にお聞きすることを中心に考えている。大阪府に相応しい受動喫煙防止対策となるよう、忌憚ないご意見いただきながら検討に生かしていきたいのでよろしくお願いしたい。

【出席委員の紹介】

- ・大阪大学大学院医学系研究科社会医学講座公衆衛生学 教授 磯 博康委員
- ・大阪弁護士会 白倉 典武委員
- ・地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター 副院長 東山 聖彦委員
- ・株式会社パソナグループ 取締役副社長執行役員 山本 絹子委員
- ・大阪商工会議所 理事・総務広報部長 吉田 豊委員

【座長の選出について】

資料 1 設置要綱に従い、委員の承認により磯委員を座長に選出

2 議事

(1) 受動喫煙防止対策について

ア これまでの流れ（改正健康増進法の概要含む）

イ 大阪府の対策の検討について

【事務局】

資料 2 及び 3 に従い説明。

(資料 2 P1～2)

- ・受動喫煙防止対策のこれまでの流れとしては、国の改正健康増進法改正までの流れと、府における取組、法改正を踏まえた受動喫煙防止対策についての検討を開始した。

(資料 2 P2 下方)

- ・健康増進法の一部を改正する法律の概要の説明として、多数の者が用する施設については原則屋内禁煙であること、また経過措置である既存特定飲食提供施設（個人又は中小企業等で 100 平米以下の既存の飲食店）は厚生労働省の推計では飲食店全体の 5.5 割程度と推計するが大阪の実態はつかめていない。

(資料 2 P3)

- ・その他、他の都県の動きとして神奈川県・兵庫県・東京都の条例の概要、その他の自治体の動きについて、今後制定予定・制定に向け検討している府県がある状況。

(資料 3 P1)

- ・大阪府の対策の検討について、本懇話会のほか、保健所設置市との会議、実態調査を実施する。

(資料 3 P2)

- ・飲食店等の実態調査については、法改正を踏まえ、飲食店等の実態把握を行うことを目的として実施する。
- ・大阪府下には約 12 万軒の飲食店があるが、ここからコンビニエンスストア等を除いた店舗から上で無作為抽出した店舗 1 万軒を対象に郵送配布・郵送回収でアンケートを行う。
- ・調査内容は、飲食店の客席面積、ここでいう客席面積とは、厨房やトイレ、従業員使用スペースなどを除いた面積で、これを坪単位でお答えいただくもの。また、客席数や従業員の有無をあわせて聞く。
- ・そのほか、現在の禁煙・喫煙状況、規制の導入によりどのような影響を受けるのかについて聞く。実施期間は 9 月から 10 月を予定。

(2) 懇話会の進め方

【事務局】

(資料 4 P1)

- ・本懇話会は、今回を含めて 5 回予定している。
- ・本日の 1 回目は、これまでの国及び府の受動喫煙防止対策の取り組みをご理解いただくと

ともに、本懇話会の今後の進め方についてご意見をいただく。

- ・第2回から第4回は、各回で前半は、本会にお招きする飲食店の生活衛生同業組合、たばこ関係事業者をはじめとした、関係団体からヒアリングの形式でご意見を伺っていただき、後半は、受動喫煙防止対策の検討にあたってポイントとなる事項について、事項ごとに各委員のご意見をいただければと考えている。
- ・最終の第5回は、各回の意見を事務局がまとめた「懇話会の意見まとめ」に対するご意見をいただく。

(資料4 P2)

- ・「意見聴取の対象者(案)」として、事務局であらかじめ想定した団体を記載。
- ・飲食店関係者で構成される団体として、大阪府飲食旅館生活衛生組合連合会を構成する各生活衛生同業組合や大阪外食産業協会など。
- ・たばこの関係業者として、関西たばこ商業協同組合連合会をはじめとする販売業者の皆様やたばこ製造業者の方など。
- ・また、国際都市大阪のまちづくり、インバウンドへの対応として、旅行・観光関係の方、そのほか医療関係者、がん患者の方、消費者代表の方などを想定している。
- ・ヒアリングで聴取いただく主な項目は、「各団体における受動喫煙防止対策に関連するこれまでの取り組み状況・現状」、「法改正で予想される効果・影響法を上回る規制に関するご意見」などについて意見聴取していただければと考えている。

(資料4 P3)

- ・府独自の条例を検討していくにあたり、ポイントとなる事項については「基本的な視点」として、「府民の健康への配慮」と大阪にふさわしい独自の対策としていく上で「国際的な観点から魅力的なまちづくり」を念頭に置いていただきたいと考えている。
- ・1つ目のポイントとして「条例の対象範囲」を記載。これは、健康増進法の権限については、都道府県だけでなく、大阪市や堺市といった政令市、このほか東大阪市や豊中・高槻市などの中核市についても権限を有することとなっているため、オール大阪の受動喫煙防止対策としていくためには、こうした政令・中核市を含めた府内全域が同じ基準で、一丸となった対策としていくことが大切である。
- ・2つ目のポイントとして「飲食店の範囲」を記載。改正健康増進法の中で経過措置が認められている既存の飲食店等に対し、府独自の規制をしていくとした場合に、どのような条件の施設を規制対象とするのか、今後実施する飲食店の実態調査の結果と、関係者の皆様のご意見を踏まえながら、委員の意見をいただきたいと考えている。
- ・3つ目のポイントとして「加熱式たばこの取り扱い」を記載。改正法で経過措置が認められているが、この点についても、影響を受ける関係者のご意見を踏まえながら、委員のみなさまのご意見をいただければ。
- ・4つ目のポイントとして「屋外喫煙場所の設置可否」を記載。平成26年に策定した「大阪府受動喫煙の防止に関するガイドライン」に基づき、学校、医療機関、官公庁等の公共

の場所については全面禁煙を推奨し、現在、府内の学校や病院は、ほとんどが敷地内又は建物内全面禁煙となっている実態がある。一方、今回の改正健康増進法では、学校、医療機関、官公庁等の公共の場所については、「敷地内に喫煙場所を設けることができる」とされており、これまでの大阪府の取り組みとの整合がとれていない。

事務局としては、これまでの取り組みとの整合性をとるべきと考えるが、こうした点についてもご意見をいただきたい。

- ・最後に5つ目のポイントとして、議論の経過にもよりますが、法よりも厳しい上乗せの規制が必要となった場合、上乗せする規制に条例で罰則を設定することについてもご意見をいただきたい。

【委員意見要旨】（意見聴取の対象者案）

（山本委員）

- ・飲食店への意見聴取について、組合等の団体代表が出るのか、都市部・郊外等の地域ごとの特色や規模を踏まえ、個別店舗経営者を選出して意見聴取するのか。できれば、都市部、郊外は各々の意見をお聞きしたい。

（事務局）

- ・ヒアリングには飲食店組合等の団体からの意見聴取を想定していた。加えて、別の意見聴取方法も検討しており、保健所が個別の飲食店に立ち入る際に意見聴取を行うなどを検討中。懇話会の場に個別の飲食店を呼べるかについては検討を要するが、先ほどお示しした手法等で意見聴取は行い、懇話会で意見は披露し、検討に反映させて頂ければと考えています。

（山本委員）

- ・懇話会のヒアリングに呼ぶことは難しいのは理解する。私自身、淡路島で地方創生という意味でレストランを5, 6店やっている。その中で、受動喫煙対策については、屋内は禁煙にし、屋外で喫煙してもらっている。淡路島のような自然豊かで広い敷地が確保できるところは、敷地内の少し目立たないところで喫煙してもらえればそれでよいと思っていた。しかし、都会の店では敷地内喫煙可能にしようとしても、場所が確保できず、客が店舗の前で吸うようになり、場合によっては、店舗入り口での喫煙を禁止する規制もあるので、店側が困る事態になるのではないかと。そのあたりの各店舗の困りごとや各店舗での取組状況などを教えてほしい。

（事務局）

- ・委員のご意見を踏まえ、先ほどお話しした内容を含め、意見聴取方法については検討してまいります。

（吉田委員）

- ・屋外喫煙場所の設置の可否については、改正法と現在の大阪府のガイドラインには違いが出ている模様。これを検討するにあたり、お示しの意見聴取予定者の中に、影響が出ることが考えられる学校関係者等が入っていない。ヒアリングを行うことは難しいとしても、実態調査のアンケートにおいて、屋外喫煙場所の内容を盛り込み、学校関係者等

も対象にするなど、何等かで現状についての考え方を聴取した方がよいと思う。

(事務局)

- ・ご指摘を踏まえ、屋外喫煙場所等の設置についても現状意見を聴取できるよう、方法を含め検討する。

(東山委員)

- ・基本的視点に国際的観点とあるが、これは諸外国の都市と比較した街という観点か、インバウンド客が大阪に来たいと思わせるような街という観点か、どういう趣旨の観点か。

(事務局)

- ・インバウンド客等へ向けた魅力的な大阪の街づくりという観点が第一。参考資料 P9 で国が示している国際比較の表を添付しているが、国によって対策が違中、各国の状況も踏まえながら、大阪らしい世界に誇れるような対策とするにはどのようなところが最低限必要かということ視点を盛り込んでまいりたい。

(磯座長)

- ・他の国と比べて見劣りしないようなという、大阪に来られる外国人の方に大阪は住みやすい、大阪に来てよかったと思ってもらえるような街づくりという観点でよいか。

(事務局)

- ・そういった視点でお願いしたい。

(東山委員)

- ・各国の人の考え方は必ずしも一致していない、例えば東南アジアの人と欧米の人には考え方にずれがある。多様な価値観がある中で、中々難しい観点ではあると思うが、府が目指したい方向性については理解した。

(白倉委員)

- ・「国際的な」という観点において、外国人の方が日本に対してどのようなイメージを持っているのかという視点も考えていく方がよい。

【委員意見要旨】(条例検討にあたりポイントとなる事項(案))

(吉田委員)

- ・国施策を上回る規制を行うことが大阪らしいのか、それが世界に誇れるのか、その辺の価値観についてはかなりご意見があるところだと思うので、上乘せ規制ありきでの議論は賛同しかねる。

(山本委員)

- ・実効性のある対策を検討するために、先行して規制を行う東京都等の実例を踏まえた上で検討すべき。規制後の現状や罰則規定の効果について分かれば。

(白倉委員)

- ・屋外喫煙場所のイメージはどのようなものか。青空の中で囲いもなく、煙が拡散するものか、嚴重に囲いを行うものか。あるいは、敷地はダメだが、店舗横の駐車場等では大丈夫となると、また話は変わる。現状でも病院の敷地内ではたばこは吸えないが、一步外の敷地外では吸っている光景も見ることがある。規制を行う際にはそれがどういう結

果をもたらすかについても考慮すべき。

(東山委員)

- ・私も規制を厳しくした場合の他にもたらず影響や実態がどうなるかを検討すべきと考える。大阪国際がんセンターでも敷地外に出てたばこを吸っている患者も実際にはいる。そこまで我々も注意できない部分でもある。先行のところのデータや状況を踏まえながら検討できれば。

(磯座長)

- ・先行自治体の情報については事務局から提供いただければ

(清田課長)

- ・第2回～第4回で委員により条例検討ポイントごとの意見交換を行っていただく予定。意見交換にあたり、もう少し詳細な資料を示しながら、他府県の状況や府の現状についても示していきたい。なお、府の現状については、基本的な府のデータとして、参考資料のP17以降に毎年行っている学校・病院等の実態調査の結果等としてお示ししている。このあたりを含め、もう少し詳細な資料にて各回ごとにご議論いただければと考えている。
- ・敷地内禁煙での喫煙スペースについて、国においてこういったものとするのかを検討しているところ。国の検討状況も情報としてお示した上で検討して頂ければ。

(磯座長)

- ・活発にご意見いただいて感謝。頂いた意見について、事務局において対応し、座長である私に報告いただいた上で次回以降の懇話会についての調整をお願いする。今後の対応については、私にご一任いただく形でよろしいでしょうか。

(委員一同)

- ・異議なし

(3) 今後のスケジュール

【事務局】

(資料4 P4)

- ・第1回 平成30年9月14日(金) 16時30分～18時※今回
大阪府の受動喫煙防止対策について
懇話会の進め方・今後のスケジュール など
- ・第2回 平成30年10月9日(火) 13時から15時
関係団体からのヒアリング①
条例検討ポイントごとの意見交換(条例対象範囲 等)
- ・第3回 平成30年10月30日(火) 10時から12時
関係団体からのヒアリング②
条例検討ポイントごとの意見交換(加熱式たばこの取扱い 等)
- ・第4回 平成30年11月15日(木) 10時から12時

関係団体からのヒアリング③

条例検討ポイントごとの意見交換（対象となる飲食店の範囲等）

- ・第5回 平成30年12月11日（火）13時から15時
懇話会意見のまとめ案について

※第2回以降の会場等の詳細は、後日お知らせします

（4）その他

（磯座長）

- ・全体を振り返って、各委員から今後の進め方についてご意見あれば。

（山本委員）

- ・観光を含め、飲食店がメインとなっているが、事務所の実態としてもキッチリできているところとできていないところがある。30年前からある女性がたばこの煙がない職場で働きたいという主張をしてきたが、かつてそれは目立った存在だった。今では当たり前になってきていると認識しているが、若いメンバーに実情を聞くと、未だたばこの煙がない職場で働きたいという主張が通らない事務所も存在する。職場は常にいる場所であるが、その環境を選べない者もいる。そういった事例を含め、検討できれば。

（事務局）

- ・参考資料 P1～2 にあるように、健康増進法は多数の者が利用する施設内での喫煙の禁止等で規制が入っている。この部分については対象者が広がりすぎる部分もあるので、今回の議論とは分けて検討させて頂きたい。状況のわかる資料があれば、また提供させて頂く。

（吉田委員）

- ・「魅力的なまち」という表現について、産業界としてはこうした健康増進の流れと産業振興をマッチさせる必要があり、ベクトルについて否定するつもりはない。一方で、実際に事業をしている方への配慮を欠くと、社会全体の中で受け入れがたいものになるのではないかと思う。全くたばこを吸わない方と喫煙者向けの商売を生業としている事業者がいる。こういったあたりが、飲食店全体の規制をどの程度にするかを検討するポイントになるのではないかと思う。今回の議論では、アンケート調査でできるだけ、検討ポイントがあぶりだせるような調査をして頂きたい。

（事務局）

- ・実態調査案は現在作成中であり、各委員あて事前に確認頂くよう調整する。

（東山委員）

- ・臨床医として、受動喫煙の影響で肺がんになったと思われる患者も多く見てきた。空気は流れるものであり、現状、生きていく中でたばこの煙を吸わないことはないが、対策をするのであれば、中途半端なものとならないようにしてもらいたい。屋内・屋外喫煙室においては、外に煙が漏れないきっちりしたものを作るべき。そうすることで臨まない受動喫煙の防止はでき、お互い不快な思いをせず、健康への影響は軽減できると考え

る。大阪府においては、吸う場所について煙が漏れないきっちりとしたものを作ることに加え、吸ってはいけない場所については、吸わせないという、実効性のある対策をしてもらいたい。

(白倉委員)

- ・個人的な意見としては、「望まない受動喫煙を受けない権利」は「たばこを吸う権利」に優先し、喫煙者は受動喫煙を望まない人の前で喫煙はできない、非喫煙者への配慮を行うことが原則としてあると考えている。条例の検討をするにあたり、この原則を出発点とし、吸う人は、受動喫煙について配慮を行うべきことを受け入れた上で吸い、一方で吸いたくない人は、受動喫煙を受けないことを自分で選び、これに反することを強制されないという形をきっちり作るべきだと考える。東山委員のご指摘通り、せめて吸うのであれば吸う形をきっちりつくり、外に影響を与えないということをごとまでできるのか。小さい飲食店では中々難しいのは理解するが、目指すべきところはそこではないかと思う。